

東京大学大学院工学系研究科附属医療福祉工学開発評価研究センター規則

(平成24年 4月 1日 制定)

(平成27年 4月 9日 一部改正)

(令和 4年 3月 3日 一部改正)

(令和 8年 7月 9日 一部改正)

(設置)

第1条 東京大学大学院工学系研究科(以下、「工学系研究科」という。)に医療福祉工学開発評価研究センター(以下、「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、工学系研究科附属教育研究施設として、医療福祉機器の開発評価研究を推進し、当該分野の発展に貢献することを目的とする。

(室)

第3条 第2条の目的を達成するため、センターに次の室を置く。

(1) 医療福祉工学共通研究設備支援室

(2) 医療福祉工学教育支援室

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。

3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長の指名する者が、その職務を代理する。

(運営委員会)

第5条 センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。

3 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、センター長をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者に工学系研究科長が委嘱する。

(1) 副研究科長 1名

(2) センター専任の教授又は准教授 若干名

(3) 工学系研究科の関連専攻の教授又は准教授 若干名

(4) 学内の専任の教授又は准教授 若干名

(5) 学外の学識経験者 若干名

6 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第6条 センターの事務の処理については、別に定める。

(設置期限)

第7条 センターは、令和14年3月31日まで置かれるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。